令和　 　年　　月　　日

（あて先）泉佐野市長

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所（所在）

申 告 者

(納税義務者)

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名（名称）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　　話　　　（　　　）　　　－

 　 個人(法人)番号

　　　　　　住　所

代　理　人

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電　話　（　　　）　　　－

地方税法附則第１５条の８第2項の適用を受けるため、泉佐野市市税条例附則第１７条第４項の規定により、下記のとおり申告します。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 家屋の内訳 | 所在地 | 泉佐野市 | 家屋番号 |  |
| 構造 | 造（階層：　　　　）　 | 種類 |  |
| 床面積 | ㎡ | 居住用床面積 | ㎡ | 戸数 | 戸 |
| 対象床面積 | ㎡ | 対象戸数 | 戸 |
| 建築年月日 | 年　　　月　　　日 | 登記年月日 | 年　　　月　　　日 |
| 【新築された翌年の１月３１日までに提出できなかった理由】※完成日が１月１日の場合は、当月の３１日までとなります。 |
|  |
| ＜減額対象となる要件＞●平成２７年４月１日から令和７年３月３１日までの間に新築されていること。●当該貸家住宅が主要構造部を耐火構造とした建築物、建築基準法第二条第九号の三イまたはロのいずれかに該当する建築物その他総務省令で定める建築物であること。●当該貸家住宅の建設に要する費用について、高齢者等居住安定化推進事業（国の事業）のうちサービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業に係る補助を受けていること。●高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅登録簿に記載されたサービス付き高齢者向け住宅の戸数が１０戸以上であること。●１戸あたりの居住部分の床面積（共用部分も含めて）が３０㎡以上１６０㎡以下であること。＜減額内容＞○対象床面積に係る固定資産税（１戸あたり１２０㎡相当分まで）が、課税開始年度から５年度分２/３を減額されます。＜添付書類＞◆高齢者の居住の安定確保に関する法律第７条第１項（サービス付き高齢者向け住宅）の登録を受けた旨を証する書類の写し。◆地方税法施行令附則第１２条第１２項第１号に規定する、国の補助を受けた旨を証する書類（高齢者と居住安定化推進事業費補助金の額の確定通知書の写し）。 |